

佐賀大学医学部附属病院医師育成・定着支援センター規程

(令和3年4月21日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日制定）第14条の規定に基づき、佐賀県医師育成・定着支援事業を実施するために佐賀大学医学部附属病院医師育成・定着支援センター（以下「センター」という。）の業務及び組織等について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、医師及び医療機関のネットワークを構築しつつ、県内の医師・学生への総合的・継続的な教育・就業支援を行い、県内の医師の定着につなげることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医師育成・定着支援事業に関すること。
- (2) 医師のキャリア形成に関すること。
- (3) 地域医療を担う医師の育成・教育に関すること。
- (4) 地域医療を担う医師の調査・研究に関すること。
- (5) 医師育成・定着支援のネットワークに関すること。
- (6) その他、県内の医師確保に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他、病院長が必要と認めた者

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が不在のときはその職務を代行する。

4 その他の職員は、センター長の命を受け、センターの業務を処理する。

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長及び副センター長は、病院企画室会議の議を経て、病院長が指名する。

2 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、佐賀大学医学部附属病院医師育成・定着支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

佐賀大学医学部附属病院医師育成・定着支援センター運営委員会規程

(令和3年4月21日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部附属病院医師育成・定着支援センター規程第6条第2項の規定に基づき、佐賀大学医学部附属病院医師育成・定着支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、佐賀大学医学部附属病院医師育成・定着支援センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 診療科の科長及び中央診療施設等の部長等のうちから若干人

(4) その他病院長が必要と認める者 若干人

2 前項第3号及び第4号に掲げる委員は、病院長が指名し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第3号及び第4号に掲げる委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 第3条の委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長の了解を得た者を代理に出席させることができる。

2 前項の者は、第3条の委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、センターが行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に指名される第3条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

医師育成・定着支援センター運営委員会 名簿

令和3年4月1日現在

	氏名	役職	所属	運営委員会規程第3条
委員長	江村 正	特任教授	医師育成・定着支援センター	(1)センター長
委員	徳島 みどり	特任助教	医師育成・定着支援センター	(2)副センター長
委員	安西 慶三	教授	肝臓・糖尿病・内分泌内科	(3)診療科の科長及び中央診療施設等の部長等
委員	横山 正俊	教授	産科婦人科	
委員	阪本 雄一郎	教授	救急科	
委員	小田 康友	教授	地域医療科学教育研究センター	(4)その他病院長が必要と認める者
委員	原 めぐみ	准教授	社会医学講座	